

岩手県監査委員告示第18号

監査結果の公表（平成28年岩手県監査委員告示第40号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年4月4日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 嵯峨 壱朗
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

- 1 監査対象機関名 岩手県立二戸病院
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 平成28年6月2日及び同月3日
 - (2) 本監査実施日 平成28年7月8日
- 3 監査結果の公表の日 平成28年9月6日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
公舎料の徴収に当たり、調定すべき金額より多く調定しているものが2件、55,594円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	公舎料については、平成28年7月に還付処理を行った。 公舎料の調定については、係内で公舎料を算定する際の根拠や注意点を改めて確認した。また、今後においては調定内容を複数人で確認することとし、適正な公舎料の調定に努めることとした。